

清掃工場焼却灰を不法埋却していたことについて

本年7月22日から24日にかけて郡元町にある清掃工場南側隣接の市有地を掘削調査したところ、清掃工場の焼却灰が埋却されていたことが判明いたしました。埋却に当たっては、廃棄物処理法で義務付けられている県知事への届出を行っておらず、防水工事も行っておりませんでした。

昭和60年1月頃から埋却を開始したものと思われませんが、組織としてどのような判断の下、どのような手続きを経て埋却が実施されたかなどの記録が残されていないため、詳細については不明であります。しかしながら、県知事への届出を行わずに焼却灰を埋却した行為は、明らかに廃棄物処理法に違反しており、市民の皆様に御迷惑・御心配をおかけいたしましたことに対しまして、心からお詫び申し上げます。

埋却された焼却灰につきましては、年度内に撤去を完了するとともに、周辺の井戸水や河川の水質検査を実施し、県等の関係機関の協力を頂きながら、できるだけ早く問題解決に取り組む所存であります。

今回の焼却灰の不法埋却に関しましては、約30年近く不適切な状況を放置してきたことに道義的責任を痛感しており、本市行政の責任者として市長の給料1箇月分について100分の10を減額させていただきたいと存じ、9月定例市議会に都城市長の給料の減額に関する条例を提案いたします。

また、焼却灰の埋却を実施した当時、及び焼却灰の埋却が指摘された当時の清掃工場長及び所管部長につきましては、既に退職しており懲戒処分を行うことはできませんが、現在の直接の管理者であります環境森林部長及び清掃工場長につきましては、文書訓告といたしました。

平成26年8月25日

都城市長 池田 宜永

【 処分の内容 】

市長 10月分給料 100分の10減額

環境森林部長 文書訓告 平成26年8月20日付け

清掃工場長 文書訓告 平成26年8月20日付け